

農地転用の権限の地方への移譲を求める意見書

東日本大震災を期に、震災復興の在り方はもとより、我が国の地震津波対策やエネルギー対策に大幅な見直しを迫られているとともに、こうした危機の発生を見据え、国土全体の利用形態を見直し、長期的に安定した国民生活の確保や地域の活性化に取り組む必要があり、国土強靱化は不可欠となっている。

国においては、デフレの克服と過度な円高を是正するため、民間投資の喚起や家計の収入増を図り、日本経済を成長軌道に導こうとしている。

地域社会においても、雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、企業誘致への取組のほか、農林漁業生産と加工・販売の一体化などを促進する農山漁村の六次産業化を推進するなど、農家所得の向上に取り組んでいるところである。

しかしながら、このような取組は、国が全国で一律に行う性格のものではなく、地方自治体が住民との対話の中で自ら決定して行うことが重要である。例えば太陽光発電の設置、六次産業化の推進のための農家レストランや農家民宿の開業など、農家所得の向上につながる、地域に見合った取組が考えられる。

その意味で、土地利用に関して国が規制権限を持つことは、住民が望む開発を進めにくいものとしており、特に農地法においては、「4ヘクタールを超える」転用は国の許可が必要なこと、及び「2ヘクタールを超え4ヘクタール以下」の転用についても国への協議が必要であるため、多大な時間を要し、大きな阻害要因となっている。

さらに、耕作放棄地の放置は、景観や環境面での影響のほか、鳥獣被害や雑草の種子飛散による隣接農地の被害の増加など、様々な影響があるため、優良農地は農業生産の向上のため確保する一方で、今後とも農地として利用される見込みがないと判断される耕作放棄地については、地域の実情にあった有効な活用が求められる。

こうした中、内閣府の地方分権改革有識者会議では、地方公共団体への事務・権限の移譲等を検討しており、現時点では、農地転用の許可の権限は「引き続き検討・調整を要する事務・権限」とされている。

そこで、国においては、優良農地の確保と耕作放棄地の発生防止を図るため、農地を農家所得の向上や再生可能エネルギーの導入、企業誘致などの農業・農村地域の活性化に有効活用できるよう、農地法の転用許可について、国の権限を地方に移譲されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月21日

徳島県議会議長 杉本直樹